

農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

平成9年12月

広島県

第1 基本的な考え方

近年、農山漁村や農林漁業に対して、国土保全や農林水産物等の供給のみならず、人々の心を豊かにし、様々な教育効果を持つ等の多面的な機能に関する期待や関心の高まりがみられる。

また、余暇時間の増大や高速道路などの交通基盤の整備、高度情報化の進展等により生活圏域が拡大することによって、都市住民を中心に、余暇を利用してうるおいと安らぎを求めて農山漁村に滞在し、農作業、森林施業、漁ろう等地域の農林漁業や自然などを体験しこれに親しもうとする動きがみられる。

一方、農山漁村においては過疎化の進展に伴い地域活力の低下や農林漁業生産活動の低下が懸念されている。

このような中で農山漁村での滞在型の余暇活動は、県民の農林漁業に対する理解を深めるとともに、将来に向けてゆとりある県民生活を実現する上で重要な要素であり、それを受け入れる農山漁村においては、都市住民との交流の活発化や農林水産物の販路拡大などの経済的な効果等により、その活性化の有力な手段となり得るものと期待されている。

本県は、「日本の縮図」といわれるほど寒冷地から温暖地まで幅広い気象条件に恵まれ、農林水産業についてみると、りんごからレモンまでの農業生産、きのこなどの特用林産物の生産、瀬戸内海や河川・湖沼等の自然条件を生かした漁業など多種多様な生産活動が展開されている。

また、瀬戸内海沿岸の多島美、中山間地域の田園風景、中国山地の複雑な地形が織りなす溪谷美や四季折々に移り変わる美しく豊かな自然と歴史に支えられた伝統、古くから培われた文化などの地域資源を有している。加えて、本県は、県内部に農山漁村地域の過疎と沿岸都市部を中心にした過密が隣接する異なった条件の地域を包含している。

このため、これらの諸条件を勘案して、県民の多様なニーズに応えるとともにこれから農林漁業や地域資源を活かした農山漁村滞在、農林漁業体験を目指す余暇活動を展開するとともに、それらの活動に資するための機能の整備の促進を図ることとし、この基本方針を定めるものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 基本的な事項

(1) 整備のあり方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、都市住民等に農業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるとともに農業・農村の活性化に資するよう、次のような性格及び機能を有する地域の整備をめざすものとする。

ア 地域のコンセンサスを得た「温かいもてなしのこころ」を大切にして、訪問者に対して「心のふれあいの場」を提供すること。

イ 自然環境の保全や秩序ある土地利用に対する配慮がなされるとともに、農用地その他の農業資源と周囲の環境が一体となっており、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしく、また、住んでいる人が誇りを持てる「行ってみたい町」、「住んでみたい町」、いうなれば、「第二のふるさと」づくりを目指すこと。

ウ 農業・農村に関する体験施設、宿泊施設等を既存施設と調和させ、加えて、同一地域・市町村内はもちろんのこと広域的なネットワークも視野にいて、総合的・一体的な整備を行うこと。

エ 地域の農業者による農業体験指導等質の高いサービスの提供が行われるほか、地域の農業生産活動や別紙「広島らしいグリーン・ツーリズムの素材」を参考にした自然資源、地域で伝承されている食・工芸・芸能等といった地域の諸資源を極力活かし、独自性に満ちた多様な余暇活動の場を提供すること。

オ 農業や関連産業の振興に寄与し、就業機会の確保、農業所得の向上など、地域の活性化を図ること。

(2) 整備の進め方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、次の事項に留意しつつ、計画的・一体的な整備に努めるものとする。

ア 現在、賦存する自然、文化、伝統等の地域資源に加え、今後、地域らしさを創ることも考慮して農業者等地域住民の主体性と総意工夫を最大限に活用して地域の特色を形成させる。

イ 農産物の販売促進、農産加工品の開発・生産等、地域の農業及び関連産業等の振興に努める。

ウ 施設等の利用者の安全の確保や農業に対する理解の促進，農作業体験施設等の効率的な運営を図るため，農作業体験等の指導，施設の運営等を行う人材の育成に努める。特に，女性，高齢者の能力発揮の場の確保等に十分留意する。

エ 施設の運営やイベント等の実施については，ある程度のボランティア活動によることも大切であるが，それぞれ収益性を十分考慮した息の長い展開をする。

特に，特定の季節に交流が集中しがちであるので，収益性の向上を図る観点から期間の拡大を目指すものとする。

オ 農村滞在型余暇活動の場にふさわしい景観形成や優良農地の維持・保全等を図るため，地域の農業者等との調整の上，土地利用関係法令の適切な運用等により，秩序ある土地利用の推進に努める。

カ 自然環境・景観の保全との調和，農業の健全な発展との調和，居住機能との調和等に配慮する。

キ 整備地区における農業者や農作業体験施設等の運営者等の組織化を図り地区の主体的な取り組みを進めるとともに，農業団体，市町村等関係者の連携を図り，農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の効果的な実施に努める。

特に，学校教育や社会教育における体験学習の場としての活用も大いに期待されるので，十分留意する。

2 整備地区の設定に関する事項

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を構ずべき地区（以下「整備地区」という。）の設定は，次の要件を満たす地域について設定するものとする。

- (1) 農用地等が整備地区内の土地の相当部分を占め，かつ，適正に管理され，有効に利用されていること。
- (2) 自然環境の保全等に配慮がなされ，農地等の農業生産が行われている場とその周囲の環境とが相まって良好な農村の景観が形成されていること。
- (3) 自然資源が豊かであり，整備をすることにより十分な機能の発揮が見込まれ，地域の所得，就業機会の確保の観点から農村滞在型余暇活動への取組みに対する地域的な意識が高く，また，伝統文化が豊かであり，農村滞在型余暇活動において役割を發揮できる人材がいること。

- (4) 当該地域が農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

なお、整備地区の設定に当たっては、次の諸点に留意するものとする。

- ア 農業者等の合意形成が図られているか、又は図られることが確実であり、農業者等の主体的かつ一体的な取組みの下に、農村滞在型余暇活動に資するための整備が促進されると認められる地区であること。
- イ 農業生産活動及び伝統文化の伝承等の地域社会活動が活発に行われ、余暇活動に資するための機能を整備することにより、地域の特性を活かした多様な農村滞在型余暇活動の提供が行われると認められる地区であること。
- ウ 市町村内において複数の整備地区を設定する場合には、各整備地区がそれぞれに特色ある余暇活動の機能の整備がなされ、それらの地区が有機的な連携のもとに、その成果の確保が図られるものであること。

3 整備地区における農用地等その他の土地利用に関する事項

(1) 整備地区における土地利用の基本的な方針

整備地区における農用地その他の農業資源の有する特性の十分な発揮を図るとともに、農用地その他の農業資源、森林、水辺地等について、地域の固有の農村景観に配慮しつつ良好な農村景観の活用を図ることにより、農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の多面的な機能を増進することを旨とする。

(2) 土地利用の方針

整備地区における農用地その他の農業資源の多面的な機能の増進を図るため、良好な農村景観の保全に関する措置、農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用に関する措置、土地利用に関する協定等を活用するものとする。

4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

農作業体験施設等の整備に当たっては、次の諸点に留意して行うものとする。

- (1) 農業者等自らの創意と工夫を凝らし、地域の特性や自然条件等を活かした特色ある魅力的な施設等の整備に努める。
- (2) 都市住民等が滞在しつつ、農業の体験その他の農業及び農村地域社会に対する理解を深めるための活動ができるよう、都市住民等のニーズに対応した多様な内容と形態を有する施設等の整備に努める。

特に、都市住民のニーズは常に変化しており、地域での交流を通じたり、積極的に都市部へ出掛ける等してニーズの把握に努めるものとする。

- (3) 施設等の整備に当たっては、それぞれ対象者を絞り込んで計画を作成するものとする。この場合、一般的には、県内客の短期滞在型のリピーターを中心にし、夫婦、家族、知人、友人などの少グループを基本とするものとするが、立地条件等により、学校、子供会、町内会あるいは民間企業の保養地等として団体利用も考慮し、条件の恵まれた地域にあっては、県外客の入込みも期待する。
- (4) 施設等の整備に当たっては、地域住民の意向が十分反映されるよう努める。特に、女性・高齢者の能力の発揮の場の確保に配慮する。
- (5) 施設等の整備に当たっては、四季を通じて効率的な利用が図られるよう機能・内容等について十分検討する。
- (6) 施設等の整備に当たっては、広域的な視点から既存の施設等との調和を図るとともにその積極的活用を図る。

また、各施設等は数市町村等の広域的な範囲において総合的・計画的に配置し、相互に有機的な連携を有するものとする。

なお、施設等の整備に当たっては、類似の施設等との重複がないよう特に留意するものとする。

- (7) 交流施設は都市住民だけを対象とするだけでなく、地域の住民にも開放されたふれあい型の施設とする。
- (8) 施設の整備に際して、地域の自然環境の保全や農業生産活動との調和、良好な景観や生活環境等の保持・形成、水質の保全、秩序ある土地利用にも十分配慮する。

5 その他必要な事項

- (1) 農業振興地域整備計画その他農業の振興又は農村の整備に関する計画との調和を図るものとする。
- (2) 市町村内に複数の整備地区を定めた場合には、整備地区間の連携に配慮するものとする。
- (3) 農作業体験施設等の効率的かつ効果的な運営及び地域農産物の販売促進等を図るため、サービス水準の統一・向上や加工体験施設、食堂、宿泊施設等で利用する原材料・食材の地域農産物の活用・安定供給等についての協定づくりなど地区の関係者の連携による取り組みを推進する。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 基本的な事項

(1) 整備のあり方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様であるが、そのほか、

ア 都市住民が森林・林業体験その他森林・林業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地域の特性を活かし、森林の保健休養機能が高度に発揮される多様な森林資源が整備され、山村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい緑豊かな山村景観が維持・形成される。

イ その整備が林業や関連産業の振興に寄与し、林業所得の向上や就業機会の確保のほか、国土の保全等森林の持つ多面的機能が高度に発揮される森林・林業地域が形成される。

(2) 整備の進め方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2)と同様であるが、そのほか、

ア 地域の森林・林業に関する認識及び理解、特用林産物の販売を通じて森林整備に対する積極的な協力・参加の推進と地域林業の振興に寄与するよう努める。

イ 都市住民等の余暇活動と地域の森林の保全・整備及び林業生産活動と森林ボランティア活動等の地域社会活動との調和ある共存に努める。

ウ 地域の森林所有者、森林組合等の意向を勘案して、森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づき、森林の施業と森林保健施設の計画的かつ一体的な整備を図るなど森林の多面的な機能の高度発揮に努める。

エ 森林施業等の体験については、地質、地形、気象、植生、森林所有形態等を勘案して、体験区域を選定するとともに、区域の明示、作業内容や手順についての適切な指導等、快適で安全な体験をするための措置に努める。

オ 森林インストラクター等の森林・林業体験を指導・案内する人材の活用とその育成に努める。

2 その他必要な事項

(1) 施設等の整備に関する事項

山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっ

ては、第2の4と同様の考え方にに基づき行うものとするが、そのほか、森林法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

(2) その他必要な措置に関する事項

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、山村の現状を考慮し必要な措置を講ずるほか、山村滞在型余暇活動の効果的な推進を図るため、地域森林計画、市町村森林計画その他林業の振興又は山村の整備に関する計画との調和を図りながら、森林地域の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努めるものとする。

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 基本的な事項

(1) 整備のあり方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様であるが、そのほか特に、

ア 都市住民等に漁業の体験その他漁業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、良好な自然的環境を有する漁場及び漁村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な漁村景観が形成される。

イ 漁ろうや養殖業の体験、レクリエーション活動等について、地域の漁業者等により安全に対する配慮がなされた質の高いサービスの提供が行われる。

ウ 機能の整備が、漁業や関連産業の振興に寄与し、漁業所得の向上や就業機会の確保など、地域の活性化の進展が図られる。

(2) 整備の進め方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2)と同様であるが、そのほか、整備を進めるに当たって、特に、

ア 漁村滞在型余暇活動のための機能の整備が地域の漁業生産との有機的な結びつきのもとに水産物の販売促進等地域漁業の振興に寄与するよう配慮する。

イ 漁場の適正、円滑な利用を図る等地域の漁業者と調整の上、優良漁場環境の維持・保全に努めつつ関係法令の適切な運用等により、地域の漁業生産活動との調和ある共存に配慮した整備推進に努める。

ウ 漁ろうの体験等における利用者の安全の確保や漁業に対する理解の促進を図るため、体験等の指導を行う人材の育成に努める。

2 その他必要な事項

- (1) 漁村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項
漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4と同様の考え方にに基づき行うものとするが、そのほか、漁業法等関係法令と適正な調整を行うものとする。
- (2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な措置に関する事項

その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、漁村の現状を考慮しつつ、必要な措置を講じるほか、漁村滞在型余暇活動を効果的に実施するため漁港整備計画その他漁業の振興又は漁村の整備に関する計画との調和を図りつつ、関係海面の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努める。

第5 その他

1 交流人口の安定確保

農山漁村滞在型余暇活動機能の整備の成果を確保するため、施設等の運営や誘客に工夫を凝らすとともに、都市側の自治体、企業、団体等との連携交流や都市住民等への積極的なPR活動等により年間を通じた交流人口の確保に努めるものとする。

2 市町村間の連携活動の推進

他の市町村と連携して、情報のネットワーク化による都市側への情報提供、誘客等を行うなど各市町村間の連携による効果的な取り組みを行うものとする。

3 先導的な取組み

滞在型、体験型余暇活動の推進に関して先進的かつ、個性的な活動を展開することが必要である。

このため、関係者、関係機関・団体の英知を結集してこれに取り組む必要がある。

4 国際化への対応

国際的な交流をも推進する観点から、PRパンフ、地区・施設の案内板等の表示方法や人材の養成等に配慮するものとする。

5 支援体制の整備

市町村は、関係機関及び農林漁業団体、観光団体等で構成する支援組織を設置し、農林漁業者等に対して指導・助言等を行うなど、農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。